

茨城県にコンサルタント業務等入札参加資格を申請する方へ

1 社会保険等の要件化について

茨城県では、建設コンサルタント業務等の入札参加資格を申請する全ての業者に対して、申請時点での社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）の加入を要件にしています（適用除外者を除く。）。確認資料等を要する場合がありますので、令和9・10年度建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請の手引き（以下「申請の手引き」という。）によりご確認ください。

2 資格審査の申請受付業種

- (1) 測量業務
- (2) 土木関係建設コンサルタント業務
(土木工事に関する調査、企画、立案、設計及び監理の業務)
- (3) 建築関係建設コンサルタント業務
(建築工事に関する調査、企画、立案、設計及び監理の業務)
- (4) 地質調査業務
(土木又は建築工事のための地質又は土質についての調査、計測、解析及び判定の業務)
- (5) 補償関係コンサルタント業務
 - (ア)補償コンサルタント業務
(公共工事に必要な土地等の取得又は使用に伴う損失の補償その他の見積りの業務)
 - (イ)土地家屋調査業務
 - (ウ)不動産鑑定評価業務
 - (エ)計量証明業務

3 有資格請負業者名簿登録の有効期間

令和11年3月31日まで（有効期間の始期については、「申請の手引き 共通書類編4 入札参加資格者名簿の登載期間」を参照）

4 名簿の公表

入札参加資格者名簿につきましては、閲覧（茨城県庁1階公共事業情報センター）及びインターネット（茨城県土木部監理課建設業担当ホームページ）で公表します。

5 この資格審査の対象部局は、次のとおりです。申請書は、茨城県入札参加資格共同受付センターにのみ提出すれば、他の部局に提出する必要はありません。

- ① 茨城県知事部局（本庁及び出先機関。以下同じ。）
- ② 茨城県企業局
- ③ 茨城県病院局
- ④ 茨城県教育庁
- ⑤ 茨城県警察本部

※ 県関係機関（公社等）においても、この資格審査を経た方のみを入札参加の対象にしている場合があります。取扱いの詳細につきましては、各県関係機関に直接お問い合わせください。

6 個別書類について

共通書類と併せて、下記の業種に該当する場合は、個別書類として以下の書類を各 1 部提出してください。

書類名	土木関係建設コンサルタント 地質調査 補償コンサルタント		測量 土地家屋調査 不動産鑑定 計量証明	建築設計	建築設備 設計
	登 録 業 者	未 登 録 業 者			
個別書類チェック表	○（補償コンサルタントのみ）	×	×	○	○
設計事務所の 事業概要書（様式 - 1）	×	×	×	○	○
補償コンサルタント業 務等業者の事業概要書 （様式 - 2）	○（補償コンサルタントのみ）	×	×	×	×

（１）設計事務所の事業概要書（様式 - １）

（ア） この様式は、茨城県内に事務所があり、建築関係コンサルタント業務（設備設計を含む。）の入札参加を希望する方に限り提出してください。

（イ） この様式の入手方法は、インターネットによるダウンロードになります。

（ウ） この様式に限りお問合せは、次の担当あてとなります。

茨城県土木部営繕課企画担当

電話：０２９－３０１－４５４６（ダイヤルイン）

（２）補償コンサルタント業務等業者の事業概要書（様式 - ２）

（ア） この様式は、補償コンサルタント業務（登録業者）の入札参加を希望する方に限り提出してください。

（イ） この様式の入手方法は、インターネットによるダウンロードになります。

（ウ） この様式に限りお問合せは、次の担当あてとなります。

茨城県土木部用地課用地指導担当

電話：０２９－３０１－４３５３（ダイヤルイン）